

## 同志社大学大学院司法研究科自習室利用規則

2004年4月 7日制定

2015年2月25日改正

### 第1条 目的

本規則は、同志社大学司法研究科（以下、「本研究科」という。）に在籍する学生により、多人数かつ同時に利用される自習室が、つねに整然かつ快適にして勉学の能率を損なわない環境に保たれることを最優先の目的として定められ、運用される。

### 第2条 利用資格

自習室内に立ち入ることができる者は、以下に限られる。

- (1) 本研究科学生
- (2) 本研究科研修生
- (3) 本研究科教職員
- (4) 本研究科が認める者

### 第3条 開室、閉室

本自習室は、特別の事由により事前通知ある場合もしくは緊急措置による場合を除き、日祝日を含め、毎日、時間制限なく、第2条の利用者のために開かれる。

### 第4条 利用心得

- (1) 本自習室入室に用いる学生証等のカードを、利用資格のない者に使用させてはならない。
- (2) 騒音や声高な音声を発し、または携帯電話の利用により周囲の者の学習を妨げてはならない。
- (3) コンピュータのキーボードは、静かに操作しなければならない。
- (4) 前項のキーボードを除き、音や振動が周囲に伝わる機器を使用してはならない。
- (5) 飲食は原則として許されない。
- (6) 喫煙は許されない。
- (7) 書棚、カーテン等によりキャレルを覆い、外部からの視界を遮ってはならない。
- (8) 使用を許可されたキャレル以外のキャレルを使用してはならない。
- (9) その他、他の利用者の学習の妨げとなるような行為をしてはならない。
- (10) 自習室利用について苦情を受け、研究主任が行為者に警告をしてもなお改善がみられない場合には、入室を禁止することがある。

### 附 則

1. 本規則は、2015年4月1日から施行する。